

第514回 海務協議会

1. 日時:平成24年 5月 9日(水)13:30～
2. 場所:第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議題:
 - (1) 「薬物及び銃器取締強化期間」について
監視部:榎管理課長
 - (2) 外国船籍船舶を日本籍船舶にする際の手続きについて
監視部:吉岡統括監視官
 - (3) 外国往来船等の船内で発生する生ごみの取扱いについて
監視部:大田上席専門官
 - (4) 公用船のとん税等の免除手続きについて
監視部:大田上席専門官
4. その他 質疑・応答
 - ・4月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成24年 7月 開催予定
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部
TEL045-680-1757
FAX045-680-1758
E-mail yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)
<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)
<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

〇 〇 〇 〇 殿

横浜税関

監視部長 坂本 智臣

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっています。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでいます。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 24 年 5 月 7 日（月）～平成 24 年 5 月 31 日（木）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

外国往来船等の船内で発生する生ごみの取扱いについて

家畜伝染病予防法及び植物防疫法では、外国往来船等の船内で発生した生ごみは、外国往来船等が複数国に寄港し船内で使用された食物の原産地の特定が困難であることから、外国往来船等からの船卸しを原則禁止しています。

しかし、やむを得ない理由（船内に生ごみが満載）から船卸しをする場合、動物検疫所及び植物防疫所から指定された業者が生ごみを収集のうえ指定処理場にて焼却処分する場合には限り、船卸しが認められています。

なお、外国往来船等から生ごみを船卸しする際の税関手続きについては、生ごみを収集した収集業者（指定業者）から「Declaration for Discharge of Disused Ship's store」1通を税関に提出させて通関を認めています。

また、近年、生ごみを分解処理し肥料にする「生ごみ処理機械」を配備している外国往来船等がありますが、「生ごみ処理機械」による処理工程において、規制している病原体等が完全に死滅していることが確認できないことから、「生ごみ処理機械」により生ごみから生成された肥料についても、生ごみと同様の取扱いになりますので注意願います。

公用船のとん税等の免除手続きについて

合衆国政府が所有又は全部用船契約により用船している船舶で、合衆国の管理の下に公の目的をもって運航されている船舶は、「公用船」といい、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（以下、「地位協定特例法」という。）第3条の規定によりとん税及び特別とん税が免除される。

合衆国政府から全部用船契約により用船された公用船に、合衆国軍隊の貨物以外に一般の商業貨物を積載しているときは、地位協定特例法第3条但し書きの規定により、公用船の全積載貨物の重量に対する一般の商業貨物の重量の割合に応じたとん税等が課せられます。

（とん税等の計算式）

$$(16 \text{ 円} / \text{トン} + 20 \text{ 円} / \text{トン}) \times \text{純トン数} \times \frac{\text{一般の商業貨物の重量}}{\text{全積載貨物の重量}}$$

とん税及び特別とん税の免除を受けようとする船長は、地位協定特例法第4条及び地位協定特例法施行令第2条の規定により当該船舶が公用船である旨の証明書を入港届に添付して税関に提出しなければ、とん税等の免除の適用を受けることができないので注意願います。

については、①全部用船契約の有無、②一般の商業貨物積載の有無、③入港届に公用証明書を添付して提出できるかを事前に確認願います。